

うなぎ稚魚漁業許可の事務取扱要領

宮崎県農政水産部

宮崎県漁業調整規則（令和2年10月19日宮崎県規則第51号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業許可の事務取扱については、規則、うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針（以下「方針」という。）で定めるもののほか、この要領で定める。ただし、当該漁業のうち、小型定置網又はふくろ網により行う場合は、この要領を適用しない。

（申請の経由機関）

第1 許可を受けようとする者は、漁業管理課へ申請書類を提出するものとする。ただし、共同漁業権漁場の全部又は一部が含まれる操業区域について申請を行う場合は、当該漁業権漁場を管理する漁業協同組合（以下「管理漁協」という。）を通じて県に申請書類を提出するよう努めるものとし、共同漁業権漁場が含まれない操業区域について申請を行う場合は、当該操業区域の所在する市町を通じて申請書類を提出するよう努めるものとする。

（申請及び届出の様式並びに添付すべき書類）

第2 申請及び届出の様式並びに添付すべき書類を次のとおり定める。

（1）規則第11条第1項の規定による許可に関する申請書の様式 様式第1号

・添付書類

ア 住民票（本籍地が記載されたもので、許可の公示を行った日から起算して3月以内のもの）

イ 顔写真（2枚。原則縦3cm×横2.5cmの大きさとし、公示日から起算して6月以内に撮影したもので、裏面に氏名を記入したもの。）（ただし、1枚は住民票に貼付して提出すること。）

ウ 道網を使用する場合は、当該道網の展開図

（2）規則第27条第1項の規定による許可証の書換え交付に関する申請書の様式 様式第2号

・添付書類

ア その事実を証する書面（写しは不可。）

イ 顔写真（1枚。第2（1）イと同様）

（3）規則第28条の規定による許可証の再交付に関する申請書の様式 様式第3号

・添付書類

ア 顔写真（1枚。第2（1）イと同様）

（4）方針第9第2項第1号に掲げる特別な事情に関する届出書の様式 様式第4号

・添付書類

ア その事実を証する書面（写しは不可。ただし、原本を複数枚発行することができない場合は、この限りでない。）

（5）その他規則で定める手続であって、この要領に定めのないものは知事が別に定める。

（漁場利用調整結果の報告等）

第3 方針第7に規定する漁場利用調整結果の報告は、様式第5号により行うものとする。

2 方針第9に規定する管理漁協又は市町長の推薦は、様式第6号により行うものとする。

(漁業を営む者の資格の確認)

第4 知事は、制限措置のうち、漁業を営む者の資格を確認するため、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）第2条第1項第9号に掲げる登録組合に対し、申請者のうち集出荷契約を結ぶ者の一覧表（様式第7号）を提出させるものとする。

(漁業許可証)

第5 規則第24条第1項の規定による許可証の様式は様式第8号により定める。

2 前項の許可証は、申請が経由機関を通じてなされた場合は、経由機関を通じて申請者に交付する。

(資源管理の状況等の報告)

第6 許可を受けた者は、規則第21条で定める報告（様式第9号）を知事に行わなければならない。ただし、許可を受けた者が、代理人を指定して報告を委任する旨の同意書（様式第10号）を知事に提出したときは、代理人が報告の内容を取りまとめて県に報告するものとする。

附 則

この要領は令和3年10月8日から施行する。

附 則

この要領は令和4年11月2日から施行する。

様式第1号

漁業許可申請書		年 月 日
宮 崎 県 知 事 殿	住 所 (ふりがな) 氏 名	印
下記によりうなぎ稚魚漁業の許可を受けたいので、申請します。		
記		
1 漁 業 種 類		
2 操 業 区 域		
3 漁 業 時 期		
4 漁 獲 物 の 種 類		
5 漁 具 の 種 類、数 及 び 規 模		
6 集出荷契約を結ぶ組合		
7 使用する船舶 (無 ・ 有)		
8 適格性に関する誓約		
うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針第8に規定する適格性について、同方針第2による公示を行った日から起算して3年以内に、漁業に関する法令、うなぎ稚魚の取扱いに関する条例（平成7年宮崎県条例第9号）に違反したとして、許可の取消し又は罰金以上の刑に処せられていないことを誓約します。		

※経由して申請する場合は、経由機関が右上余白に通し番号を記載すること。

漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

下記によりうなぎ稚魚漁業許可証の書換え交付を受けたいので、宮崎県漁業調整規則第27条第1項の規定により申請します。

記

1 漁 業 種 類

2 許可の番号

3 許可を受けた年月日

4 書換えようとする事項

項 目	現在の記載事項	書換えようとする記載事項

5 書換えを必要とする理由

漁業許可証再交付申請書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

下記によりうなぎ稚魚漁業許可の許可証の再交付を受けたいので、宮崎県漁業調整規則第 28 条の規定により申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 許可証の再交付が必要となった理由
(亡失の場合は亡失の日時及び場所も記載すること)

様式第4号

特別な事情に関する届出書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針第9第2項第1号に掲げる特別な事情の適用を受けたいので、下記により届け出ます。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 届出に至った特別な事情
 - (1) 特別な事情が発生した日
 - (2) 特別な事情の内容
- 4 添付書類（診断書、除籍謄本等）

様式第5号

漁場利用調整結果報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

印

うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針に基づき、下記のとおり漁場利用調整を行いましたので、報告します。

また、参考資料として、別添のとおり漁場利用計画を提出します。

記

操業区域：

番号	住所	氏名	使用の可否	
			船舶	道網

※経由して申請する場合は、申請書右上余白に記載している通し番号と本表の番号を一致させること。

※船舶及び道網の欄については、使用が可能な者の欄に○を記入すること。

様式第6号

推薦書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

氏 名

印

うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針に基づき、下記の者を推薦します。

なお、推薦した者が許可を受けた際は、許可期間中の適法な採捕及び漁場利用調整の結果を遵守するよう指導し、定期的な密漁監視及び通報の報告を行うことを誓約します。

記

操業区域：

番号	住所	氏名

※経由して申請する場合は、申請書右上余白に記載している通し番号と本表の番号を一致させること。

様式第7号

集出荷契約を結ぶ者の一覧表

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

条例登録番号

住 所

氏 名

印

うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針に基づき、適正な出荷が見込める者として当組合が集出荷契約を結ぶ者は以下のとおりです。

操業区域：

番号	住所	氏名

※経由して申請する場合は、申請書右上余白に記載している通し番号と本表の番号を一致させること。

様式第8号(表面)

らなぎ稚魚漁業許可証		顔写真		住所								
年	月	日	氏名	第	一	号						
			1 許可番号	裏面のとおり	年	月	日	から	年	月	日	まで
			2 漁業種類									
			3 操業区域									
			4 漁業時期									
			5 使用する漁具及び漁法									
			6 使用する船舶									
			7 許可の有効期間									
			8 条件									

様式第8号(裏面)

3 操業区域
7 条件

※許可証の大きさはA4横二つ折りサイズとする。

資源管理の状況等の報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

印

1 報告の対象となる期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 報告対象許可者数

名

3 資源管理に関する取組の実施状況

4 漁業生産の実績及び操業の状況

許可を受けた者の氏名 (許可番号)	項目	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
	漁獲量 (g)							
	操業日数							
	漁獲量 (g)							
	操業日数							
	漁獲量 (g)							
	操業日数							
	漁獲量 (g)							
	操業日数							
	漁獲量 (g)							
	操業日数							
	漁獲量 (g)							
	操業日数							
	漁獲量 (g)							
	操業日数							

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

（委任者）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

別紙のとおり

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

別紙のとおり

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名

住所

(2) 委任期間

令和 年度うなぎ稚魚漁業許可の漁期開始日から漁期終了後 30 日以内の報告を行うまでの期間

(3) 委任事項（を入れる。）

法第 58 条の規定により読み替えて準用する法第 52 条第 1 項の規定に基づく知事に対する報告（知事許可漁業における資源管理の状況等の報告）

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）、宮崎県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

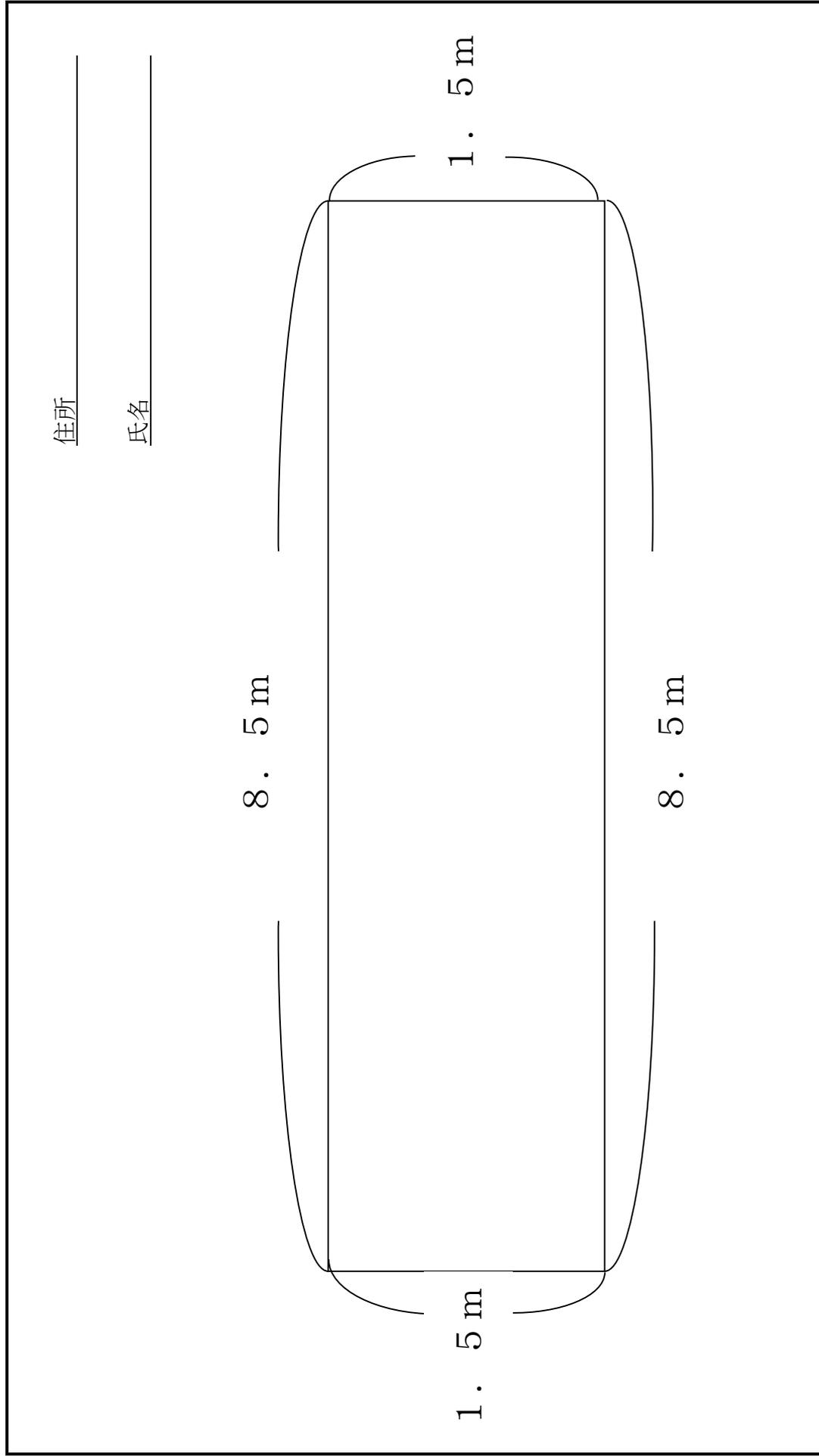
様式例（漁場利用計画）

管理漁協名（市町名）

作業区域

<p>○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名）</p>	
<p>河口 ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名） ○（氏名）</p> <p>上流</p>	

様式例 (道網の展開図)



様式例（写真添付台紙）

1	写真	2	写真	3	写真	4	写真	5	写真	6	写真	7	写真	8	写真	9	写真
10	写真	11	写真	12	写真	13	写真	14	写真	15	写真	16	写真	17	写真	18	写真
19	写真	20	写真	21	写真	22	写真	23	写真	24	写真	25	写真	26	写真	27	写真

※經由して申請する場合のみ經由機関が作成し、台紙の番号と通し番号を一致させること。

※また、写真を台紙に貼り付ける際はテープ等で写真を固定すること。